

熊本県公報

号外 第 3 号
平成 22 年 3 月 5 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(人事課) 2
○熊本県私学振興基金条例	(私学文書課) 4
○熊本県難聴幼児通園施設条例等を廃止する条例	(障害者支援総室) 4
○熊本県身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例	(//) 4
○熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例	(労働雇用総室) 5
○熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部) 5

本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 熊本市と下益城郡城南町の合併に伴い、熊本市城南町の区域に係る火薬取締法及び液化石油ガスの保安の確保に関する法律に基づく事務について、合併前に引き続き宇城広域連合で処理することとした。(別表第 1 1 号、別表第 3 0 号関係)
 - 2 旅券法に基づく事務について、新たに次の市町村へ事務を移譲することとした。(別表第 1 4 号関係)
移譲先：阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村
 - 3 「農地法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、市町村に移譲している農地法第 3 条の規定による許可に関する事務について、許可要件が追加され新たに勧告や許可の取消しの事務が追加されたことから、これらの事務を市町村へ移譲するとともに、農地法第 4 条及び第 5 条に基づく農地の転用許可等の事務について新たに宇土市に移譲することとした。(別表第 1 5 号関係)
 - 4 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行することとした。
 - (1) 別表第 1 1 号及び同表第 3 0 号の改正規定 平成 2 2 年 3 月 2 3 日
 - (2) 別表第 1 5 号の改正規定 平成 2 2 年 4 月 1 日
 - (3) 別表第 1 4 号の改正規定 平成 2 2 年 1 0 月 1 日
 - 5 経過措置を定めることとした。
 - (1) 2 に係る経過措置
条例改正前に旅券法の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、改正後の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。(附則第 2 項関係)
 - (2) 3 に係る経過措置
条例施行の際農地法の規定に基づき知事が行った処分等で現に効力を有するもの又は条例施行日前に農地法の規定により知事に対してされた申請等は、条例施行日以後事務を移譲する市町村の長のした処分等又は事務を移譲する市町村の長に対してされた申請等とみなす。(附則第 3 項関係)
- ◇熊本県私学振興基金条例
 - 1 熊本県私学振興基金の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇熊本県難聴幼児通園施設条例等を廃止する条例
 - 1 次に掲げる条例は、廃止することとした。
 - (1) 熊本県難聴幼児通園施設条例(昭和 5 6 年熊本県条例第 1 0 号)
 - (2) 熊本県くすのき園設置条例(昭和 5 6 年熊本県条例第 2 5 号)
 - (3) 熊本県りんどう荘設置条例(昭和 6 0 年熊本県条例第 5 5 号)
 - (4) 熊本こすもす園設置条例(昭和 6 1 年熊本県条例第 5 7 号)
 - (5) 熊本県身体障害者更生施設条例(平成元年熊本県条例第 1 8 号)
 - (6) 熊本県あかねの里設置条例(平成 6 年熊本県条例第 2 1 号)

2 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇ 熊本県身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

- 1 宿泊室の利用に係る料金を使用料とするため、関係規定を整備することとした。(第 9 条、別表関係)
- 2 宿泊室の利用に係る料金を指定管理者が利用料金として収受することができるようにするため、関係規定を整備することとした。(第 13 条関係)
- 3 身体障害者福祉センターの開館時間の対象から、宿泊室を除くこととした。(第 5 条関係)
- 4 その他文言の整理を行うこととした。(第 3 条関係)
- 5 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、4 は、公布の日から施行することとした。

◇ 熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例

- 1 基金の設置目的の「求職者に対する生活及び就労に関する相談体制の強化」を「求職者等に対する生活、就労及び住宅に関する支援の強化」に改めることとした。(第 1 条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本市の住居表示整備事業に伴い、鶴羽田町の一部、梶尾町の一部及び飛田町の一部の町名が変更されることから、これらの町を管轄する熊本県熊本北警察署の管轄区域の表記を変更することとした。(別表関係)
- 2 熊本市と鹿本郡植木町及び下益城郡城南町の合併に伴い、これらの町を管轄する熊本県山鹿警察署及び熊本県宇城警察署の管轄区域の表記を変更することとした。(別表関係)
- 3 この条例中別表熊本県熊本北警察署の項の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成 22 年 3 月 23 日から施行することとした。

条 例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 1 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年熊本県条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

別表第 11 号市町村等の欄中「熊本市富合町」の次に「及び熊本市城南町」を加え、「城南町」を削り、同表第 14 号市町村等の欄中「上天草市」の次に「、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村」を加え、同表第 15 号を次のように改める。

<p>15 農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第 3 条第 1 項の規定による許可（同条第 3 項の規定により行う同条第 1 項の許可を含む。）に関する事務 (2) 法第 3 条第 4 項の規定による通知に関する事務 (3) 法第 3 条の 2 第 1 項の規定による勧告に関する事務 (4) 法第 3 条の 2 第 2 項の規定による許可の取消しに関する事務 (5) 法第 4 条第 1 項の規定による許可に関する事務（同一の事業の目的に供するため、2 ヘクタールを超える農地又は 2 以上の市町村の区域にわたる農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。） (6) 法第 4 条第 3 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関する事務（(5)の許可及び(7)の協議に係るものに限る。） (7) 法第 4 条第 5 項の規定による協議に関する事務（同一の事業の目的に供するため、2 ヘクタールを超える農地 	<p>(1)から(4)まで及び(15)（(1)から(4)までに掲げる事務に係るものに限る。）に掲げる事務にあっては各市町村、(5)から(14)まで、(15)（(1)から(4)までに掲げる事務に係るものを除く。）及び(16)から(18)までに掲げる事務にあっては宇土市</p>
--	---

- 又は2以上の市町村の区域にわたる農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)
- (8) 法第5条第1項の規定による許可に関する事務(同一の事業の目的に供するため、2ヘクタールを超える農地若しくは2以上の市町村の区域にわたる農地又はそれらの農地と併せて採草放牧地について法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。)
- (9) 法第5条第3項及び第5項において準用される法第4条第3項の規定による意見の聴取に関する事務(8)の許可及び(10)の協議に係るものに限る。)
- (10) 法第5条第4項の規定による協議に関する事務(同一の事業の目的に供するため、2ヘクタールを超える農地若しくは2以上の市町村の区域にわたる農地又はそれらの農地と併せて採草放牧地について法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。)
- (11) 法第49条第1項の規定による立入調査等に関する事務(5)から(10)まで及び(16)から(18)までに掲げる事務に係るものに限る。)
- (12) 法第49条第3項本文の規定による立入調査等の通知に関する事務((11)に掲げる事務に係るものに限る。)
- (13) 法第49条第3項ただし書の規定による立入調査等の公示に関する事務((11)に掲げる事務に係るものに限る。)
- (14) 法第49条第5項の規定による損失の補償に関する事務((11)に掲げる事務に係るものに限る。)
- (15) 法第50条の規定による報告の徴取に関する事務((1)から(14)まで及び(16)から(18)までに掲げる事務に係るものに限る。)
- (16) 法第51条第1項の規定による違反転用者等に対する処分又は命令に関する事務(5)及び(8)に掲げる事務に係るものに限る。)
- (17) 法第51条第3項の規定による原状回復等の措置の実施及び公告に関する事務(5)及び(8)に掲げる事務に係るものに限る。)
- (18) 法第51条第4項及び第5項の規定による原状回復等の措置に要した費用の徴収に関する事務((17)に掲げる事務に係るものに限る。)

別表第30号市町村等の欄中「熊本市富合町」の次に「及び熊本市城南町」を加え、「城南町」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第11号市町村等の欄及び同表第30号市町村等の欄の改正規定 平成22年3月23日
 - (2) 別表第15号の改正規定 平成22年4月1日
 - (3) 別表第14号市町村等の欄の改正規定 平成22年10月1日
- 2 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に旅券法(昭和26年法律第267号)の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表第14号の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際農地法の規定により知事がした処分その他の行為で現に効力を有するもの又は附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前に農地法の規定により知事に対してされた申請その他の行為(いずれも施行日以後において新条例別表第15号市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。)は、施行日以後においては、当該市町村等の欄に掲げる市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

熊本県私学振興基金条例をここに公布する。
平成22年3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第2号

熊本県私学振興基金条例
(設置)

第1条 私立学校教育の振興に資するため、熊本県私学振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県難聴幼児通園施設条例等を廃止する条例をここに公布する。
平成22年3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第3号

熊本県難聴幼児通園施設条例等を廃止する条例
次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 熊本県難聴幼児通園施設条例（昭和56年熊本県条例第10号）
- (2) 熊本県くすのき園設置条例（昭和56年熊本県条例第25号）
- (3) 熊本県りんどう荘設置条例（昭和60年熊本県条例第55号）
- (4) 熊本こすもす園設置条例（昭和61年熊本県条例第57号）
- (5) 熊本県身体障害者更生施設条例（平成元年熊本県条例第18号）
- (6) 熊本県あかねの里設置条例（平成6年熊本県条例第21号）

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第4号

熊本県身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

熊本県身体障害者福祉センター条例（昭和50年熊本県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「視聴覚情報提供施設」を「視聴覚障害者情報提供施設」に改める。

第5条第1項中「福祉センター」の次に「（宿泊室を除く。）」を加える。

第9条第1項及び第13条第1項中「体育館」の次に「及び宿泊室」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第13条関係）

区分	単位	金額
全面の使用	1時間につき	860円

体育館	半面の使用	1 時間につき	5 0 0 円
	3 分の 1 面の使用	1 時間につき	3 6 0 円
宿泊室		1 室 1 人 1 泊につき	1 , 0 0 0 円

備考 体育館を使用する時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数を 1 時間とみなす。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 5 号

熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例

熊本県緊急雇用創出基金条例（平成 21 年熊本県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「求職者」を「求職者等」に、「及び就労」を「、就労及び住宅」に、「相談体制」を「支援」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 6 号

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表熊本県熊本北警察署の項中「坪井六丁目」の次に「、鶴羽田一丁目、鶴羽田二丁目、鶴羽田三丁目、鶴羽田四丁目、鶴羽田五丁目」を加え、同表熊本県山鹿警察署の項管轄区域の欄を次のように改める。

熊本市のうち

植木町鑑田、植木町有泉、植木町石川、植木町伊知坊、植木町今藤、植木町岩野、植木町植木、植木町上古閑、植木町後古閑、植木町内、植木町円台寺、植木町大井、植木町荻迫、植木町小野、植木町亀甲、植木町木留、植木町清水、植木町鞍掛、植木町古閑、植木町色出、植木町正清、植木町鈴麦、植木町田底、植木町滴水、植木町大和、植木町轟、植木町富応、植木町豊岡、植木町豊田、植木町投刀塚、植木町那知、植木町一木、植木町平井、植木町平野、植木町平原、植木町広住、植木町舟島、植木町辺田野、植木町味取、植木町宮原、植木町舞尾、植木町山本、植木町米塚

山鹿市

別表熊本県宇城警察署の項管轄区域の欄を次のように改める。

熊本市のうち

城南町赤見、城南町阿高、城南町碓、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町陳内、城南町高、城南町千町、城南町築地、城南町塚原、城南町永、城南町丹生宮、城南町東阿高、城南町藤山、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田、城南町鰐瀬

宇土市

宇城市

下益城郡美里町

附 則

この条例中別表熊本県熊本北警察署の項の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成 22 年 3 月 23 日から施行する。